

「鹿児島地域 地域振興の取組方針」策定地域懇談会設置要綱

(設置)

第1条 「かごしま未来創造ビジョン」の実現に向けて、鹿児島地域の課題やポテンシャル、分野別の取組方針などを示す「鹿児島地域 地域振興の取組方針」(次条において「取組方針」という。)を策定するに当たり、地域の有識者や各分野のリーダーの方々から意見聴取等を行うため、「鹿児島地域 地域振興の取組方針」策定地域懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 取組方針の策定に当たっての協議等
- (2) その他鹿児島県鹿児島地域振興局長(以下「局長」という。)が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 懇談会は委員16人以内で組織する。

2 委員は、局長及び学識経験者等をはじめ様々な分野で活動されている方のうち局長が指名し委嘱する者で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から懇談会の解散の日までとする。

(懇談会)

第5条 懇談会は、局長が招集する。

2 懇談会の会議における座長は局長とし、議事を整理するほか、会務を総括する。

3 座長が不在のときは、鹿児島県鹿児島地域振興局総務企画部長がその職務を代行する。

4 懇談会には、必要に応じ関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

5 局長が必要と認める場合は、懇談会に委員以外の者を出席させ意見を述べさせることができる。

(報償費及び旅費)

第6条 委員及び前条第5項の規定により出席した者には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会は公開を原則とする。但し、懇談会で協議の上、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、鹿児島県鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(解散)

第10条 懇談会は、平成31年3月31日をもって解散する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

「鹿児島地域 地域振興の取組方針策定」に係る地域懇談会委員

平成30年7月20日

種別	地域	氏名	所属等
教育・文化・スポーツ	いちき串木野市	モモキタ リカズ 桃北 紀和	日置地区小中学校校長会会長
保健・医療	いちき串木野市	マルタ シュウシ 丸田 修士	いちき串木野市医師会会長
福祉	日置市	イノノ フキ イズミ 井之脇 泉	日置市介護(予防)サービス提供事業所連絡会会長
環境・エネルギー	鹿児島市	シオカワ テツロウ 塩川 哲郎	かごしま環境未来館 (公益財団法人かごしま環境未来財団 事業課長)
まちづくり	鹿児島市	ナガヤマ ケイコ 永山 恵子	NPO法人 地域サポートよしのねぎぼうず 理事長
	日置市	フルカワ ヤスヨ 古川 安代	日置市観光協会 (観光ボランティアガイド事務局)
	いちき串木野市	カメオカ ミサキ 亀岡 美咲	いちき串木野市地域おこし協力隊(まちおこし支援員)
	三島村	トクダ タモツ 徳田 保	硫黄島地区長
	十島村	タナカ エリカ 田中 絵梨香	中之島地域づくり代表
地域産業 (農業)	鹿児島市	ムラヤマ シンイチロウ 村山 真一郎	鹿児島みらい農業協同組合代表理事組合長
地域産業 (林業)	日置市	ヨシザキ カズホ 吉崎 和穂	日置地区林材協会会長 林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部日置地区分会長
地域産業 (水産業)	日置市	クキドメ ヒデユキ 久木留 秀行	江口漁業協同組合代表理事組合長
地域産業 (建設業)	鹿児島市	イケダ シンジ 池田 真二	鹿児島県建設業青年部会鹿児島支部副支部長
地域産業 (商業)	鹿児島市	サコ シンイチ 迫 真一	いづろ商店街振興組合 事務局長
地域産業 (観光)	鹿児島市	クラノ ミツル 倉野 満	公益社団法人鹿児島県観光連盟 専務理事
		イタハラ ショウイチ 井多原 章一	鹿児島県鹿児島地域振興局長